

岩手県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和3年7月2日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 県道丸森権現堂線改築工事（下船渡工区・岩手県大船渡市大船渡町字下平地内から同市大船渡町字上平地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県 大船渡市大船渡町字 上平	20番1	宅地	191.27㎡	190.85㎡	① 150.58㎡	② 5.23㎡	宅地	1 別図1に①として赤色で、 ②として緑色で表示する部分 2 共有持分9,072分の35
	40番1	宅地	312.32㎡	311.89㎡	④ 241.33㎡	⑤ 5.36㎡	宅地	1 別図2に④として赤色で、 ⑤として緑色で表示する部分 2 共有持分9,072分の35

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和3年6月22日

備考 「別図1」、「別図2」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。